

お知らせ

入院期間が 180 日を超える場合の保険外併用療養費の料金の徴収について

平成 18 年 10 月の健康保険法等の改正により、入院治療の必要性は低い、家庭等患者様側の事情により 180 日を超えて長期に入院をされる場合は、健康保険法等の入院時一部負担金とは別に、保険外併用療養費に基づき、入院基本料の一部を患者様に負担して頂くこととなりましたので、ご了承願います。

1. 対象者

(1) 年齢等

すべての入院患者様が対象となります。

(2) 通算対象入院料

- ① 一般病棟入院基本料（特別入院基本料、特定入院基本料含む）
- ② 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る）
- ③ 専門病院入院基本料

上記の入院期間が通算されます。

2. 対象から除かれる患者

厚生労働大臣の定める重症者等、一定の状態にある患者様については、その間は保険外併用療養費の対象から除かれます。主なものは次のとおりです。

(例)

- ① 人工呼吸、酸素吸入等の呼吸管理を実施している場合
- ② 悪性新生物に対する治療(化学療法、放射線治療及び麻薬投与等)を実施している場合
- ③ 週 2 回以上人工腎臓を実施している場合等、重度障害者で寝たきりの状態にある場合

3. 転院及び再入院の場合

他の医療機関からの転院又は再入院であっても、次の場合を除いて、通算して 180 超えを計算されます。なお、在宅又は介護療養病床、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設に入所され、3 か月以上経過された場合は、それ以前の入院期間は通算されないこととなります。

- ① 前回入院の主傷病と今回入院の主傷病が異なる場合。
- ② 同一の疾病又は負傷であっても、一旦治癒又は治癒に近い状態になった場合
- ③ 退院の日から起算して 3 か月以上の期間、同一傷病についていずれの保険医療機関にも入院していない場合
- ④ 悪性腫瘍又は「特定疾患治療研究事業」の対象疾病に罹患している場合にあっては 1 か月以上の期間同一疾病についていずれの保険医療機関にも入院していない場合

4. 保険外併用療養費に基づき患者様に負担していただく費用(当院の場合)

入院基本料の 15%が保険給付の対象から除かれ、同程度の金額を患者様に負担していただくこととなります。

1 日 2,722 円(税込)

*この金額は当院における金額であり、1 日当たりの金額は医療機関により異なります

ご不明な点がございましたら、1 階医事課(入院係)に遠慮なくご相談ください。